

## 令和7年度行政処分一覧表

番号	被処分者名	処分年月日	処分の内容	許可の内容	条文 (廃棄物処理法)	処分の理由
1	有限会社さくら造園緑地	R7.6.3	許可取消	産廃収集運搬	14条の3の2第1項第4号	当該法人が、令和7年4月3日に福島地方裁判所郡山支部から破産手続開始の決定を受けたことが、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ロ（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。
2	草野工業株式会社	R7.8.7	許可取消	産廃収集運搬	14条の3の2第1項第4号	当該法人の役員が、いわき簡易裁判所において罰金刑に処せられ、令和5年7月19日に刑が確定していたことが判明し、このことが法第14条第5項第2号ニに規定する同号イ（法第7条第5項第4号ニ（罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者））に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。
3	SHOWA 株式会社	R7.11.26	許可取消	産廃収集運搬	14条の3の2第1項第4号	当該法人が、令和7年9月4日に福島地方裁判所郡山支部から破産手続開始の決定を受けたことが、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ロ（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者））に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。